

人を殺して死ぬよとて二十四までをそだてしや。」
で、次の二つ目の歌を飛ばして三つ目行きます。
「君死にたまふことなかれ、すめらみことは、戦
ひにおほみづからは出でまさね、かたみに人の血
を流し、獣の道に死ぬよとは、死ぬるを人のほま
れとは、大みころの深ければもとよりいかで思
されむ。」

今私が紹介した与謝野晶子の歌を、安倍総理、
聞いていられますね、二つ目申し上げたのは、
「すめらみことは、戦ひにおほみづからは出でま
さね。」。要するに、天皇陛下は戦争には行かない
ということですよ。御自身は戦争に行かない天皇陛
下が、国民、臣民、当時は臣民ですけれども、戦
争で獣の道で殺し合って死んでいく、そういうこ
とを思っているのかどうかというようなことをお
っしゃっているんですが。

安倍総理に伺います。

これが当時の、これは一九〇四年の十一月です。
日露戦争が始まってから、九月です、半年後に詠
まれた歌でございますけれども、安倍総理が言っ
ているその明治天皇ですね、「しきしまの大和心
のをしきはことある時ぞあらはれにける」。国
民が一致団結、困難を乗り越えてきたと言ってい
るんですけれども、日露戦争の当時にも、与謝野
晶子の歌を含め、戦争についていろんな国民の思
い、感情があったのではないですか。

そうしたことに照らすと、とにかく戦意発揚で、
みんな一致団結だと、こういう明治天皇の歌を
読み上げることは極めて不適切とお考えになり
ませんか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 個別具体的な歴
史的出来事に関する評価については、これはまさ
に歴史家に委ねられるべきであろうと、このよう
に考えるわけでございます。そして、そのときの
市井の人々の感覚から比べてどうかということで
ございますが、私が施政方針演説で引用させてい
ただいた、この演説、施政方針演説におきまして
は、この前段はどういうことを、その御製を引用
したところからしか今引用していただいていない
わけでございますが、その前に、平成という時代
はどういう時代であったかということを申し上げ、
平成というのは大変災害が多かったということに
言及し、そして阪神・淡路大震災に触れ、また東
日本大震災に触れ、そして市井の人々がその苦し
さの中でけなげに頑張っておられたということを
申し上げ、そしてこの御製を引用させていただい
たところでございます。そして、様々な困難な中
を、困難に直面してきたけれども、みんな頑張
っていきましょうという趣旨でこれを引用させていた
いたということでございます。

○小西洋之君 明治天皇は日露戦争に際して非常
にたくさん歌を詠んでいるんですが、当時、新

聞で続けて発表された、今御紹介している歌と一
緒に発表されている歌を申し上げますと、石畳堅
きとりでも戦人身を捨ててこそ打ち砕けれ。分か
りますか、石畳堅きとりでも戦人身を捨ててこそ
打ち砕けれ。まさに与謝野晶子の弟さんは、旅順
攻略戦、トーチカで固めた旅順に肉弾戦を行った
わけですが、当時の日本軍。まさに、そうした状
況、それはもう身を捨てては打ち砕けるんだとい
うことを、砕くことができるんだということを明
治天皇は言っております。

そのような歌を、安倍総理に伺いますが、よろ
しいですか、安倍総理に伺います。日本国憲法は、
政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こること
がないようにすることを決意し、ここに主権が国
民に存することを宣言し、この憲法を確定すると
いうふうの前文に書いてあります。つまり、二度
と国家権力によって戦争を起させない、そうし
た国民主権、そうした平和主義の国民主権の下に
作られた憲法です。その憲法の下に国民代表機関
の国会の本会議の場で、行政権をつかさどる総理
大臣が、かつてのこの戦争、日露戦争、朝鮮半島
や中国の権益を争った覇権戦争です、その戦争で
国民を鼓舞する歌、国民よ、身を砕けるまで戦え
という鼓舞するような歌、そうしたものを読み上
げるといことは、憲法前文の平和主義又は憲法
九条のその理念に反する行為とは考えませんか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 明治天皇に対して批判的に他の歌も挙げて取り上げられた、まさに批判をされたわけだろうと、こう思いますが、十万首近い歌を明治天皇は詠まれているわけでございます。この時代に、日露戦争期に詠まれた歌におきましては、例えば、よもの海皆はらからと思う世になど波風の立ち騒ぐらむという歌も詠んでおられるわけでありませう。つまり、これは、まさに平和の大切さ、平和を希求しているという気持ちも詠まれた歌でもあらうと、こう思うわけでございます。

いずれにいたしましても、この御製についての、この御製についての解釈について私が今ここで申し上げましたのは、私の受け止めた解釈として、まさにその前に、平和、平成という時代は大変災害が多い時代であったということでございます。それを申し上げたわけでありまして、施政方針演説におきましては、内平らかに外成る、地平らかに天成る。大きな自然災害が相次いだ平成の時代、被災地の現場には必ず、天皇、皇后両陛下のお姿がありましたということをお話をさせていただき、阪神・淡路大震災で全焼した神戸市長田の商店街では、皇后陛下が焼け跡に献花された水仙が、復興のシンボルとして、今なお地域の人々の記憶に刻まれていますということを御紹介させていただきます。そして、東日本大震災の直後、仙台市の避難

所を訪れた皇后陛下に、一人の女性が花束を手渡しました。津波によって大きな被害を受けた自宅の庭でたくましく咲いていた水仙を手に、その女性はいく語ったそうです。この水仙のように私たちも頑張りますということを御紹介させていただきます。そして、今、先ほど御紹介をさせていただいた御製を紹介をさせて、引用させていただいたわけでございます。まさに、日本人は大きな底力を発揮をし、人々が助け合い、力を合わせることで乗り越えてきましたということを申し上げたところでございます。それがなぜ憲法九条に違反するかということとは、この跳躍ぶりには驚くばかりでございます。

○小西洋之君 安倍総理は、聞いたことは全く答えずに、こういう答弁拒否、時間稼ぎをされているんですね。

さつき私、十二年間の官僚経験を言いましたけれども、いろんな総理、大臣の答弁作成、私もしましたけれども、安倍総理のように時間稼ぎをするような総理は戦後一人もいませんでしたよ。国民と国会に対する冒涇ですよ。聞かれたことだけを堂々と答えなさい。

答えなさいって違和感あるかもしれません。これは安倍内閣の答弁ですが、我々国会議員は国民の代表として議院内閣制の下で質問しますので、私の質問は安倍総理に対する監督行為なんですよ。

これ、安倍内閣の質問主意書で書いてありますよ。なので、しっかりと監督させていただきます。

では、次の質問を行かせていただきます。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） それじゃ、速記を起こしてください。

○小西洋之君 横島法制局長官に伺います。

こうした趣旨の答弁を内閣はしているはずでございますけれども、議院内閣制の下、国民代表の国会議員が国会で行う質問は国会の内閣に対する監督機能の表れである、こうした閣議決定、質問主意書の答弁があるということを確認してください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 突然のお尋ねでございます。御指摘の質問主意書は手元にご覧いただけますが、憲法上、まさに議院内閣制でございます。内閣は国会に対して責任を負うということでございます。

その観点で、国会が一定の監督的な機能、もちろん行政権の行使は内閣の全責任で行いますけれども、国権の最高機関、立法機関としての作用というのはもちろんございます。ただ、このような場で声を荒げて発言するようなことまで含むとは

考えておりません。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 御静粛に、御静粛に。速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 先ほどお答えした国会の監督権といえますのは、まさに委員であり、委員会、組織としての監督権でございます。個々の議員、委員の発言について述べたものではございませんので、先ほど、先ほどの声を荒げてというところの部分については、これはまさに委員会においてその方法についての適否について判断すべき事柄でありまして、私はその評価をすべきことではありません。撤回いたします。

(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 先ほどお答えいたしました。委員会において判断すべき事柄について評価的なことを申し上げたことは越権でございますので、この点についてはおわびをして撤回させていただきます。

○小西洋之君 分かりました。その撤回を受け入

れることにさせていただきます。

ただ、私の官僚経験と照らして、法制局長官が国会で政治的な発言をしたのは私初めて聞きましたので、このことは是非、テレビの向こうの国民の皆様、御認識いただきたいとお願いとするとともに、先ほどの横島長官の答弁ですが、個々の国会議員の質問は監督権でないようなことをおっしゃいました。今私は、ここには会派を代表して、国会の組織的活動の会派を代表して私は質問に立っています。まさに国会の組織行為として、私は内閣の監督のために質問をさせていただいているわけでございます。

先ほどの明治天皇のこの戦意発揚の歌ですが、安倍総理もう答えないので、委員の皆さんと国民の皆さんに御紹介だけさせていただきますが、戦後七十年に総理談話というのを出しています。その中で安倍総理はこういうことを言っているんですね。もう質問しませんから、ただ、ゆっくりは言います。

二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。事変、侵略、戦争、いかなる武力の威嚇や行使も、国際紛争を解決する手段としてはもう二度と用いてはならない。植民地支配から永遠に決別し、日露戦争は朝鮮半島の、中国の植民地の権益の戦いでございました。全ての民族の自決の権利が尊重される世界にしなければなりません。植民地支配

を日本は行いました。さきの戦争への深い悔悟の念とともに、我が国はそう誓いました。自由で民主的な国をつくり上げ、法の支配を重んじ、ひたすら不戦の誓いを堅持してまいりました。七十年に及ぶ平和国家としての歩みに私たちは静かな誇りを抱きながら、この不動の方針をこれからも貫いてまいります。

このような総理談話から、なぜ日露戦争の戦意発揚の歌をもって、これからの時代、国民の皆さん、共に切り開いていこうではありませんかというようなことが言えるのか、私には到底理解できないわけでございます。

安倍総理、一つだけちよつと今気付いたので、安倍総理、よく法の支配という言葉をおっしゃいますが、端的に質問に答えてください。法の支配の対義語は何ですか。法の支配の反対の意味の言葉は何ですか。法の支配の反対の意味の言葉は何でしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 言わば、私が申し上げているのは、私が申し上げている法の支配というのは、まさにこの反対語というよりも、法の支配ということを通じて、言わばこの海、繁栄の海、アジア太平洋の海を繁栄の海としていく、インド太平洋を繁栄の海としていく地域としていく上においては、法の支配、国際法の支配の中においてルールを守ることが大

平成三十一年三月八日（金曜日）（未定稿）

午後一時一分開会

○委員長（金子原二郎君） ただいまから予算委員会を開会いたします。

議事に先立ち、委員長から一言申し上げます。

去る六日の本委員会における横島内閣法制局長官の、このような場で声を荒げて発言するようなことまで含むとは考えておりませんとの発言は、法制局長官の職責及び立場を逸脱するものであり、そのような発言が本委員会で行われたことは誠に遺憾であります。

委員長としては、横島長官に対し、今後かかる行為のないように厳重に注意を申し入れます。

この際、横島内閣法制局長官から発言を求められておりますので、これを許します。横島内閣法制局長官。

○政府特別補佐人（横島裕介君） ただいま、委員長から厳重なる注意を受けました。

国会の国政調査権は、憲法に規定されている国会の権能であり、非常に重要なものであると考えております。その上で、国会での審議の場における国会議員による質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による行政府に対する監督権能の表れであると認識しております。

一昨日の本委員会における私の発言は、このような国会での審議の場における国会議員の発言に

関して、声を荒げて発言するようなことと評価的なことを申し上げたものであり、行政府にある者の発言として誠に、発言としてその立場を逸脱した誠に不適切なものでありましたので、おわびをして撤回させていただきます。ここに改めておわびを申し上げます。

今後、二度とこのような発言はせず、国会での審議の場における国会議員の質問の重要性を踏まえ、国会での質問に対して誠実に答弁してまいります。

○委員長（金子原二郎君） 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成三十一年度総予算三案審査のため、本日の委員会に毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会委員長樋口美雄君、東京電力ホールディングス株式会社代表取締役社長小早川智明君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（金子原二郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（金子原二郎君） 平成三十一年度一般会計予算、平成三十一年度特別会計予算、平成三十一年度政府関係機関予算、以上三案を一括して

議題とし、昨日に引き続き質疑を行います。杉尾秀哉君。

○杉尾秀哉君 質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

通告しておりませんが、横島長官に伺います。

今、謝罪、撤回されましたけれども、謝って済む問題だと思われませんか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） おわびをして撤回させていただいたところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、今後二度とこのような発言はせず、国会の、国会での審議の場における国会議員の質問の重要性を踏まえ、国会での質問に対して誠実に答弁してまいりたいと考えております。

○杉尾秀哉君 何であんなことを言ったんですか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 国会議員によるこの委員会での質問に関するお尋ねがございました。そこでお答えをしたわけでございますけれども、声を荒げて発言するようなことというような、言わば質問の態度といえますか、質問の当否を評価するかのときことまで申し上げてしまったことは誠に不適切でございます。その意味で撤回させて、おわびもしているところでございます。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください

第187回国会（臨時会）

答弁書

答弁書第一〇五号

内閣参質一八七第一〇五号
平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員小西洋之君提出内閣法制局長官と法の支配に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出内閣法制局長官と法の支配に関する質問に対する答弁書

一について

法の支配とは、人権の保障と恣意的権力の抑制とを主旨として、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であって、日本国憲法も同様の考え方に立って制定されたものと考えている。国会での審議の場における国会議員による内閣に対する質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による内閣監督の機能の表れであると考えている。

二及び三について

内閣法制局長官は、内閣法制局長であり、内閣法制局は、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）に基づき、「閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること」、「法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること」等を所掌事務として内閣に置かれた機関であり、行政府による行政権の行使について、憲法を始めとする法令の解釈の一貫性や論理的整合性を保つとともに、法律による行政を確保する観点から、内閣等に対し意見を述べるなどしてきたものである。内閣法制局長官は、今後とも、その職責を果たしていくものと考えている。

四について

政府としては、本年七月一日の閣議決定でお示しした「武力の行使」の三要件は、憲法上の明確な歯止めであると考えている。

この閣議請議書の回付を受けてから始まるはずのものであるが、現在の慣行では、担当府省の案として相当程度固まった段階で、いわば予備審査の形で行なわれる。これは、前述のような法令案の著増傾向から、少数の参事官で短期間に集中的に処理することが無理になったこと、特に原案に大修正を加えることとなったときは、その修正のための事務がいたずらに煩雑であり、また提案府省の立場からもあまり名誉ではない等の事情によるものと思われる。予備審査がすみ閣議請議書の回付を必要とした閣議請議原本に対する法制局修正の伝統的なやり方は、原本の訂正箇所細長い符箋をはって、その符箋に毛筆により朱字で訂正文字を書き、符箋と原本にかけて「内閣法制局」と刻した豆印で契印するのである。

すべての部内の手続が終わると、法律案の場合であれば、件名を掲げて、これを「審査したが、右は請議のように閣議決定の上、国会に提出されてよいと認める」旨の意見を附した奉書紙の奉書書きを閣議請議原本につけ、それに内閣法制局長官の印を押し、閣議書として内閣書房に返付する。内閣法制局長官の意見に副えた経一九ミリメートルの印を、部内では、俗に大裁判と称している。

各省大臣等に対して行なう法律問題に関する意見の表明は、通常、主管部局等からの照会に対する回答の形で行なわれる。地方公共団体又は民間からの照会に対しては、応じないのが建前である。これについては、前に述べた明治八年の法制局から法制部に変わった当時、法制部から、「旧法制局ニ於テ遂歟シタル頗ル困難ノ事状アリ」として、各府県から諸省にうかがい出た事件と直接法制局に質問した事件とを答えが矛盾し、「府県ラシテ遵従スル所ヲ知ラザラ

シム」る心配があるから、自今府県は各省にうかがい出、各省は問題を法制部に移懸してその回答を得た上で府県に指令するのがよいと建議して、その通りに改められたことがあるのが、興味深い。

内閣法制局に対する意見照会は、文書又は口頭でなされる。その回答も文書又は口頭でなされるが、文書によるものは、法務総裁時代の法務総裁意見年報に継続して、法制局意見年報として刊行されている。近時文書によるものが漸減しているが、口頭による照会は、応接にいとまのないほどであり、各省庁のもて余してしまった難問が持ち込まれることが多いので、その回答もなかなか右から左というわけにはゆかない。

これらの回答は、通常、法制意見と称しているが、法制意見については、上級審裁判所又は上級行政庁の判断が下級審裁判所又は下級行政庁に対するようには、各省庁を拘束する制度的保障はなく、その権威は、もっぱら事実上のものと言わざるをえない。また、法制意見においては、裁判のように前提事実の存否について判断する余地はないし、学説のように実務をはなれてまったく個人的意見として述べるわけにもゆかず、といって、上級行政庁の指示のように、当面の問題の一時的解決を主として、もっぱら実務上の立場に立つてするというわけにもゆかない。結局、実務法律家としての良心とそれに基づく説得力のみがよりどころということになるのである。

三 内閣法制局の立場

内閣法制局は、連合国軍占領中の四年数ヶ月を除けば、つねに行政府の中核たる内閣に在って、明治・大正・昭和にわたるわが国の諸制度の近代化の上で、法制上きわめて重要な機能を果たしてきた。このことは、明治三一年勅令第三〇九号で同額になるまでは、法制局長官の年俸(四〇〇〇円)が内閣の大番頭とされていた内閣書記官長の年俸(三五〇〇円)よりも高く、前者が後者より格が上であったという一事が端的に示すように、立法整備が時代の要務であったときにおいて顕著であるが、総じて内閣法制局がわが国法制度の支柱的存在であったことは、疑う余地のないことであらう。その自負心と責任感、八〇余年前の初代長官山尾庸三、二代長官井上毅と代を数えて五〇代をこえた今日の時代まで、一貫して変わることなく、伝えられてきている。前述の連合国軍最高司令部側の批判的意見にかかわらず、新憲法の施行後四半世紀を経た今日、内閣法制局に対する行政部内外の評価と期待は、以前に勝るとも劣らないものがあるかのように思われる。

もっとも、内閣法制局の立場について、世間では、二つの、いわば相反する面からの批判があるようである。

その一つは、行政部内で立案された新政策の実現に対して、その推進を期する一念から、内閣法制局が法律問題にかこつけ、とかくこれを阻害しているかのような受け取り方をする者があり、またその受け取り方をうのみにして、現実認識に欠ける法制官僚の保守的気風がそよませるたゞと批判する向き(たとえば、岩波講座現代法、「現代の法律家五比丘」があることである)。

内閣法制局が、法令案審査の立場から、原案に対して批判的であ

ることは、もとより当然であるが、内閣の補佐機関である以上、必要な政策の実現に努め、そすすれ、別の政策的意図をもつてこれをはばむようなことは、むろんあり得ない。土地問題にせよ、環境問題にせよ、問題の多くは、審査に当たる者が、それぞれ一市民として、日常直接身に泌みて痛感しているだけでなく、平素から、重大な関心を払って、研究に努めている問題である。およそ法令の実体に関する事実については、常時、必要な知識の獲得と理解の充実に努めるのが、その職務を遂行する上における最も基本の心構えであって、内閣法制局が現実認識に甘いというような見方は、その辺をしかと見極めることもなく下されることがあつてはならない。内閣法制局参事官の採用にあたって、現実認識に必要とされる経験や知識を重視するの、こゝろ、こゝろ点を配慮すればこそこのことである。

直接行政の衝に当たる各省庁が、自己の所管行政の目的達成に執心のあまり、他省庁の所管行政に係る事項との矛盾衝突について十分な配慮を欠き、また、特に、その声を社会に向かつて代弁する組織をもたぬ庶民の、なきやかな、しかし各人にとつては非常に大切な権利を軽視するといふようなことがあるとすれば、内閣法制局として、それらの問題点を見逃すことのあるはずはない。場合によっては、調整措置を講ずることによつて法制技術的に解決できることもあるが、ときには、問題の深刻さが単なる法制技術的解決を許さないことがある。公共のためという大義名分が立てば権威を軽視してよいというわけにもゆかないし、権威をすれば国民にどんな犠牲を強いてもよいというわけにもゆかない。内閣法制局の審議に付される案が常にこゝろ、こゝろの検討に堪えるものであれば、

なにも問題はないのである。

その二つは、内閣法制局は、内閣の施策の法律的保护のみをこととし、そのために護弁を弄して阻む、これに公正な法律的意见を期待することはできかねるといふ批判である。

およそ、内閣が国会に提出する諸案や内閣が実施しようとする諸施策で重要な法律問題をなむものは、当然に、内閣法制局が慎重な考慮を重ねて判断し、関係者に必要な助言をした結果に基づいて提案され又は実施されるのが建前である。そのため遂に日の目を見ないものもあることが内閣法制局に対する別の批判を生じていることは、前述の通りである。内閣法制局として確信のある法律上の意見をもって助言した結果につき、内閣法制局長官その他の職員が国会で弁明の衝に当たるのは当然のことであり、けつして、牽強附会の説をもって一時を糊塗しようといふようなことはない。

この種の批判は、内閣の政策に反対する立場の人々からなされるのが例である。その政策に反対するが故に、この政策の実施を別に違法ではないとする法律論にまでも反対するといふことが多い。法律論は、どこまでも法律論であつて、一般的に政策の方向を制約することはあつても、具体的に政策を決定づけるものではない。政策は政策として世の批判にさらされるべきであり、その政策を憎むが故にその実施を違法であるとしな法律論に反対するといふのは、筋が通らない。法律論にしても、そこに意見の対立があることはなんのふしきもないことであつて、もしも、内閣法制局の意見と見解を異にするのであれば、ただいふなりにこれを講義することとするのではなくて、自己の法律の見解を展開し、法律論の形で

論争を重ね、このの是非を明らかにする努力をすべきであらう。

いずれにせよ、内閣法制局の使命は、内閣が法律上の過誤をおかすことなく、その施策を円滑に遂行することができるようにすること、その一点にある。そうである以上、同局の法律上の意見の開陳は、法律の良心により是なりと信するところに従つてすべきであつて、時の内閣の政策的意図に盲従し、何が政府にとって好都合であるかという利害の見地に立つてその場をしのぐといふような無節操な態度ですべきではない。そうであつてこそ、内閣法制局に対する内閣の信任の基礎があり、その意見の權威が保たれるといふものであらう。

(たがつじ・まさみ 前内閣法制局長官)



特殊法人の現況・30

国立コロニー「ぞみの園」の経営主体 心身障害者福祉協会の現況

群馬県高崎市の西方にそびえる日光國曹の裏側、大半は赤松、杉におおわれ、野鳥も多く、榛名、妙義、赤城の各山を遠望できる雄大な自然環境にめぐまれた丘陵で、五五〇人の心身障害者が、生活指導や治療訓練を受けて生活している。これが国立コロニー(写真)であり、これを運営しているのが心身障害者福祉協会である。

一 はじめに

昭和二年児童福祉法が制定され、精神薄弱児等の要保護児に対する福祉施策の推進、昭和五年には精神薄弱者福祉法が制定され、精神薄弱児(者)の保護体系は整備され、逐年その内容の充実が図られ、今日に至っている。

(一) しかしながら、これら精神薄弱児(者)の実態は、昭和四一年の厚生省調査によれば、約四八万人(児童約三万人、成人約二六万人)で、このうち今後施設等の収容保護を要するもの約一七万人である。

このように心身に障害のあるものを収容保護する施設の必要性は高く、現状では不充分

といわざるをえない。

(ロ) 一方、施設の増設と併行して、これら施設の収容目的が、入所者に独立自活の途を与えて、社会に復帰させることにあるため、一定の保護指導のもとに、長期間にわたり収容保護する施設の必要性が、各方面から叫ばれ、特に自立の困難な重度の心身障害者をもつた親達の永年にわたつての強い願ひであつた。

二 心身障害者福祉協会設立の経緯

昭和四〇年に内閣総理大臣の発意によって開催された社会開発懇談会において、心身障害者のためのコロニー設置についての意見が具申され、同年一〇月厚生省はかねてからコロニーについて検討を重ねてきたところであつたが、この意見の趣旨に基づき、具体的な検討を行なうため十数人の専門家からなるコロニー懇談会を設け、この方向づけについて意見を求め、同年一二月同懇談会から厚生大臣あて「心身障害者のためのコロニー設置についての意見」を得たところである。この

第193回国会（常会）

答弁書

答弁書第一六五号

内閣参質一九三第一六五号

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定の法的安定性と論理的整合性の意味等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定の法的安定性と論理的整合性の意味等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方にに基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。お尋ねの「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定。以下「閣議決定」という。）におけるものも含め、政府の憲法解釈におけるお尋ねの「論理的整合性」とは、政府の憲法解釈がこのような論理的な追求の結果として示されたものであることを指す。

また、お尋ねの「法的安定性」とは、法の制定、改廃や、法の適用を安定的に行い、ある行為がどのような法的効果を生ずるかが予見可能な状態をいい、人々の法秩序に対する信頼を保護する原則を指すものと考えている。仮に、政府において、論理的整合性に留意することなく、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、法的安定性を害し、政府の憲法解釈については憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

三及び四について

一及び二について述べたとおり、「論理的整合性」と「法的安定性」とは密接に関連するものであることから、御指摘の「政府の見解」の中の文言を「論理的整合性」及び「法的安定性」に区分してお答えすることは困難である。また、閣議決定における御指摘の「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」の部分は、このような御指摘の「政府の見解」と同様の趣旨を述べたものである。

平成27年6月11日 横島長官答弁

■189-参-外交防衛委員会-21号 平成27年06月11日

○小西洋之君 ……四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれたんだと、作ったときにご答えて、そういう理解でよろしいですか。イエスかノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人 (横島裕介君) ……法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらなないということでございます。

平成27年8月3日 横島長官答弁

■189-参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 -6号 平成27年08月03日

○小西洋之君 今、横島長官がおっしゃられましたけれども、先ほどの大臣にお話いただいたさきましました七月一日の閣議決定の下の(2)番ですね、…それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理についてこの四名の頭の中にあつて、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。イエスかノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人 (横島裕介君) ……憲法第九条の下でもなせ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたというところであらうというお答えをさせていただいております。

昭和47年政府見解の「曲解」 平成27年3月24日

■189-参-外交防衛委員会-3号 平成27年03月24日

○小西洋之君 では、要するに、今私が申し上げたような回照国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふうに考え出したのは、横島長官、あなたが初めての法制局長官ということでもよろしいですね。

○政府特別補佐人 (横島裕介君) 同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでございます。

昭和47年9月14日 吉國長官答弁

■69 閉-参-決算委員会-5号 昭和47年09月14日

○水口宏三君 ……日本は集団的自衛権を行使しないというのは、これはまさに政策論じやないですか。法律論じやないですか。この点、条約局長いかがですか。

○説明員 (吉國一郎君) ……憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしていると申しますか、日本国の国内法として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別の自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるといのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。

○説明員 (吉國一郎君) ……これは前々から、私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずっと同じような説明をいたしておりますが、わが国の憲法第九条で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいたしております。しかし、…憲法の前文においてもそうでございますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということをおおきく放置するところまで憲法が命じておられるものではない。…いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんにせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえなければならぬ。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが私どもの前々からの考え方でございます。その考え方から申しまして、憲法が容認するものは、その国土を守るための最小限度の行為だ。したがって、国土を守るというためには、集団的自衛の行動というふうなものは当然許しておるところではない。また、非常に緊密な関係にありましても、その他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるということとどこまではいかない。その非常に緊密な関係に、かりにある国があることといたしましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になつて、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとるといことが、憲法の容認するぎりぎりのところだという説明をいたしておるわけでございます。そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございしても、これは憲法上行使することは許されなないということに相なると思っています。

○日本国憲法(昭和二十一年憲法)

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第一編 総則

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

○2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第五章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

○2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

○3 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者(以下この条において「代表者」という。)に通知するとともに、これを公表しなければならない。

○4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

いうことは、しかるべき時期にしっかり説明をさせていただきたいと思っております。

Q：今回、安全保障は国の専権事項ということは、ある程度共通した認識だと思っておりますけれども、それに対して、国ではない地方自治体の直接投票によってこういう民意が出された、そういうこれまで自治体のまるまるで賛否を問うというのは、そんなに例があるということではないと思いますが、こうした手法を県という自治体が行ったことについて、大臣としてはどう思われますか。また、仮にこういうことが続いてしまうようなことに対する懸念や危惧というのはお持ちなのでしょうか。

A：なかなか難しい質問ですけれども、まず専権事項という言葉は使いたくないと私は思っております、非常に語感がよろしくないというか、そういうふう感じておりますが、沖縄には沖縄の当然民主主義があり、しかし、国には国の民主主義というものがあるのだと思います。それぞれに民意に対して責任を負っているということだと思います。したがって、今度の県民投票で示された沖縄の民意というものは、私どもしっかり受け止めなければいけないと思っておりますが、一方、国も民主的に選挙された国会によって、内閣が構成され、やはり時の政権には日本の国の安全保障という大きな責任を担っているわけでありまして、私どもは、その責任もやっぱり、しっかり果たしていかなければいけないと思っております。そういう意味で非常に難しい困難な課題ではありますが、やはり対話というものをしっかり行って、できるだけ御理解をいただき、御協力をいただけるように、これからも誠心誠意対応してまいりたいと思っております。

Q：先ほど大臣は設計変更のことをおっしゃいましたが、先日の沖縄県議会で、県の執行部は設計変更が出された場合には、出せない立場だというような、出さないという考えを示していますけれども、先ほどできるだけ丁寧に説明をして協力得られるようにとおっしゃいましたが、県の立場表明についてどのようにお考えでしょうか。

A：ちょっと残念に思います。やはり、来たる設計変更の中身を見ていただいて、是非を御判断していただきたい、是非、承認をしていただきたいと思っております。

Q：来年の自衛官の募集が全国各地で行われていますけれども、自衛官候補生の入隊は4年連続で採用計画数が減少していますが、こういったなかなか厳しい採用環境の背景には何があるとお考えでしょうか。また、今後どういう対策を打っていくのでしょうか。

A：今、御指摘があったように、任期制の自衛官となる自衛官候補生の採用につきましては、約9,400名の計画数に対しまして、約7,500名にとどまっております、非常に厳しい採用状況にあるというふうに認識しております。自衛官候補生につきましては、4年連続で採用計画数を下回っております。これは自衛官の採用対象者そのものの人数の減少というものもございまして、高

在沖繩米海兵隊の移転

2017年4月

現在の主な部隊配置

(2012年4月の「2+2」当時の定員は約19,000名)
(★、◎の付されていない部隊の動きについては検討中。)

キャンプ・シユワブ

- ★ 第4海兵連隊
- 第3戦闘強襲大隊
- 第3偵察大隊

キャンプ・ハンセン

- ◎ 第3海兵機動展開部隊(III MEF)司令部群
- 第31海兵機動展開部隊(31st MEU)司令部
- 第12海兵連隊
- ★ 第9工兵支援大隊

キャンプ・コトニー

- ◎ 第3海兵機動展開部隊(III MEF)司令部
- ★ 第3海兵機動展開旅団(III MEB)司令部
- 第3海兵師団司令部

キャンプ瑞慶覧

- ◎ 第1海兵航空団司令部
- 第3戦闘後方支援連隊
- ★ 第4戦闘後方支援大隊
- ◎ 第3齒科大隊

牧港補給地区

- ◎ 第3海兵後方支援群司令部
- ◎ 第35戦闘後方支援連隊
- 第37戦闘後方支援連隊

普天間飛行場

- ◎ 第36海兵航空群
- ◎ 第18海兵航空管制群

2012年4月の「2+2」共同発表による
再編計画調整後の主な部隊配置

◎ 沖繩に残留する部隊(定員約10,000名)

- 第3海兵機動展開部隊(III MEF)司令部
 - ★ 第31海兵機動展開部隊
 - 第1海兵航空団司令部
 - 第36海兵航空群
 - 第18海兵航空管制群
 - 第3海兵後方支援群司令部
 - ★ 第35戦闘後方支援連隊
 - 第3齒科大隊
- の全部又は一部等

★ 沖繩からグアムに移転する部隊(定員約4,000名)

- 第3海兵機動展開旅団(III MEB)司令部
 - ★ 第4海兵連隊
 - ★ 第4戦闘後方支援大隊
- の全部又は一部等
- ※グアムにおける海兵隊の定員は、日本以外の場所からの移転と合わせて約5,000名となる。

沖繩からハワイ、米本土等に定員約5,000名が移転

※2014年8月 第152海兵空中給油輸送中隊(KC-130×15)の岩国への移駐完了

黒字: 司令部要素
緑字: 陸上部隊要素
青字: 航空部隊要素
紫字: 後方支援部隊要素